

ID: 682

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	事故時の応急措置命令		
法令名 根拠条項	消防法 第16条の3第3項		
法令番号	昭和23年法律第186号		
【基準】 法第16条の3第3項の規定による。 第16条の3 3 市町村長等は、製造所、貯蔵所(移動タンク貯蔵所を除く。)又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第1項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日